

第12回選挙管理委員会 会次第

令和4年9月1日(木)
午後4時～

1. 付議事項について

- (1) 公職選挙法第22条第1項の規定による選挙人名簿の定時登録及び同法施行令第22条第1項の規定による選挙人の数の県選挙管理委員会への報告について

公職選挙法第22条第1項の規定により、9月1日における選挙人名簿の定時登録を行うとともに、同法施行令第22条第1項の規定により、選挙人の数を県選挙管理委員会へ報告するものです。

	(名簿登録者数)	(男)	(女)
令和4年9月1日	496,984人	226,652人	270,332人
令和4年6月1日	497,888人	227,162人	270,726人
増減	△904人	△510人	△394人

- (2) 住民の直接請求に連署を要する数の告示について

地方自治法

第74条第1項 (条例の制定, 改廃の請求)	} 50分の1の数	<u>9,940人</u>
第75条第1項 (事務監査の請求)		$496,984 \times 1/50 = 9,939.68$ $\approx 9,940$
第76条第1項 (議会の解散の請求)	} 40万を超える数に6分の1を乗じた数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	<u>149,498人</u>
第80条第1項 (議員の解職の請求)		
第81条第1項 (長の解職の請求)		$(496,984 - 400,000) \times 1/6 + 400,000 \times 1/3$
第86条第1項 (主要公務員の解職の請求)		$\approx 16,164 + 133,334$ $= 149,498$

市町村の合併の特例等に関する法律

第4条第1項 (合併協議会設置の請求)	} 50分の1の数	<u>9,940人</u>
第5条第1項 (合併協議会設置の請求)		
第4条第11項 (合併協議会設置協議について選挙人の投票の請求)	} 6分の1の数	<u>82,831人</u>
第5条第15項 (合併協議会設置協議について選挙人の投票の請求)		$496,984 \times 1/6 = 82,830.66$ $\approx 82,831$

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第8条第1項 (教育長等の解職の請求)	40万を超える数に6分の1を乗じた数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	<u>149,498人</u>
---------------------	---	-----------------

(3) 公職選挙法第28条第2号及び第3号の規定による選挙人名簿から抹消した者について

① 第2号（本市を転出後、4箇月を経過した者）

抹消対象者 令和4年4月1日から令和4年4月30日までの表示者（転出者）
抹消対象期間 令和4年8月2日から令和4年9月1日まで
抹消対象者数 男 1,762人 女 1,414人 合計 3,176人

② 第3号（在外選挙人名簿への登録の移転）

抹消対象者 男1人（マダガスカルへの転出） 計 1人

(4) 公職選挙法第30条の6の規定による在外選挙人名簿への登録及び同法第30条の11の規定による在外選挙人名簿から抹消した者について

公職選挙法第30条の5第1項に基づく申請による有資格者3人（カナダ、トルコ、ドイツ）、同条第4項の規定による国外転出者で、転出届出時に登録の移転の申請があった者1人（マダガスカル）の計4人を登録します。

また、公職選挙法第30条の11の規定により、国内の市町村（鹿児島市2人、埼玉県朝霞市1人）において新しく住民票が作成されてから4箇月を経過した者3人を抹消します。

前回までの登録者	255人
今回の新規登録者	4人
今回の抹消者	<u>△3人</u>
登録者総数	256人

(5) 公職選挙法施行令第23条の16第1項において準用する同法施行令第22条第1項の規定による在外選挙人の数の県選挙管理委員会への報告について

9月1日現在の在外選挙人名簿登録者数を県選挙管理委員会へ報告するものです。なお、報告は、県規程に基づき、衆議院議員小選挙区選挙における選挙区ごとに行います。

	(男)	(女)	(計)
第1区	72人	139人	211人
第2区	13人	32人	<u>45人</u>
合計	85人	171人	256人（6月比 △2人）

(6) その他

① 全国選挙管理委員会連合会理事会・研修会について

11月9日（水）～10日（木）に札幌市において開催予定であったこの会議については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止になりました。

② 令和4年度選挙啓発標語・川柳・薩摩狂句の募集について

別紙のとおり、募集します。

募集方法は、前回応募者へのお知らせの郵送、福祉館等市施設へのチラシ配布、市HP等により行います。

委員には、これまでどおり標語の審査をしていただきますが、10月に応募作品をお示しした上で、11月の選挙管理委員会で受賞者の決定をお願いします。

2. 今後の委員会等の日程						
月日	曜	時刻	摘要	出席者	場所	
10月 5日	水	16:00	委員会	全員	選管委員会室	
11月 1日	火	16:00	委員会	全員	選管委員会室	
9日～11日	水～金	中止	全選連理事会・研修会	山野委員・事務局長	札幌市	
12月 1日	木	16:00	委員会（定時登録）	全員	選管委員会室	